

【第2部 群馬県立公園条例に基づく許可等の基準】（行為許可、減免基準等）

I 行為許可の審査基準（条例第4条）

第1 一般審査基準

条例第4条第1項及び第3項に基づく行為許可及び変更許可の審査に対する基本的な内容審査にあたっては、次の定めるところによることとする。

1 公園の設置目的等に適合していること

- (1)「住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供する」という公園本来の設置目的に反しないこと。
- (2)公園施設である園路、広場及び駐車場等の設置目的を無視し、利用者の憩いの妨げになる行為、他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていない行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為については許可しないこと。
- (3)それぞれの公園の性格、規模、効用、目的等を考慮の上、特に支障のある行為については許可しないこと。

2 公園利用者に危害を及ぼさないこと

他の公園利用者の危険性を増大させる行為及び一般常識に照らして危険な行為については許可しないこと。その他、振動、騒音、悪臭、蛮行その他公園利用者に嫌悪を生じさせる行為は許可しないこと。

3 他の公園利用者及び公園施設の管理の妨げとならないこと

- (1)公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し、他の公園利用者が利用できないようにする行為については、原則として許可しないこと。
- (2)公園を汚し（軽微なものを除く。）、又は公園施設を損壊するおそれがある行為は許可しないこと。行為の結果、公園にどのような影響があるか予測し、判断すること。
- (3)公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為については許可しないこと。
- (4)都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為については許可しないこと。
- (5)一般来園者の公園利用及び公園施設の管理に支障を来さない箇所、方法で行われるものであること。

4 公共の福祉、公序良俗に反しないこと

- (1) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの及び人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの、その他公園において行うことが不適切と認められるものは許可しないこと。
- (2) 法令等に違反、抵触しないことは当然として、公園において行うことがふさわしい行為であること。
- (3) 申請に係る行為が公園管理上又は公園周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるときは許可しないこと。

5 事後処理が十分になされること

ごみ処理、片付け等が速やかになされることについて、責任者、スケジュールが定められていること。

6 県民の平等利用に努めること

申請内容、条件等が同様であれば、一方を許可し、他方を不許可にする等の不平等な取扱いをしないこと。

7 利用者から料金を徴収する場合は、金額が適正であること

- (1) 他の類似施設及び類似イベントと比較して社会通念上妥当なものと判断できること。
- (2) 申請者が他に類似イベントを実施している場合は、その入場料等徴収金額の分かる資料を添付すること。
- (3) 類似施設イベント等を勘案し、社会通念上妥当でない場合には、収支計画書の提出を求めること。
- (4) 社会通念上妥当なものと判断できる範囲とは、類似施設及びイベントと比較して、均衡を欠くものではないこと。

8 その他

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。
- (2) 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。

第2 行為別許可審査基準（条例第4条第1項に規定する行為）

前項の一般審査基準のほか、条例第4条第1項に規定する行為別の審査に当たっては、次の行為別許可審査基準によるものとする。

◎第1号 物品販売、物品頒布

1 定義

「物品販売」とは、商品を有料で販売する行為をいう。

「物品頒布」とは、物品や資料等を無料で配る行為をいう。

これらの行為について、以下「物品販売等」という。

2 審査基準

(1)物品販売等を行うことができるのは、次の公共的団体等に限る。

【公共的団体等】

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、町内会、青年団、婦人会、当該公園の指定管理者、地域貢献を行う団体等の公共的な活動を営む団体、県内地域密着型プロスポーツチーム、その他知事が認める団体（例：日本野球リーグ加入チーム、日本プロサッカーリーグ加盟クラブ等）

(2)当該公園の周囲の店及び公園施設（売店等）の販売状況等を勘案し、著しくそれらの支障になるような物品の販売でないこと。

(3)物品販売等の内容、種類が公園内での販売として適正なものであること。

(4)物品販売の価格が市場価格と比較して著しく上回らないこと。

(5)各公園内において物品販売等ができる場所は、公園利用者の利用の妨げとならない場所とする。

なお、園内で車両等を用いて移動販売・頒布を行う場合のスペースは、4㎡以内とする（車両等を用いて、一定の場所で販売を行う場合については、使用料の区分のうち、「臨時に施設を設ける場合」とみなして使用料を徴収する。）。

(事例)

- ・ 自転車両により、園内を移動して販売する場合
→ 販売員 1 人につき 1 日の使用料を徴収する。
- ・ いわゆるキッチンカーにより園内を移動せず、販売する場合
→ 1 平方メートルにつき 1 日の使用料を徴収する。

◎第2号 募金その他これに類する行為

1 定義

「募金その他これに類する行為」（以下、「募金等という。」）とは募金活動、献血、署名運動、その他これらに類すると知事が認める行為をいう。

2 審査基準

募金等を行うことができるのは、次の(1)～(4)の全てに該当する場合とする。

(1)募金等の目的が次の各号のいずれかである場合

- ア 公益的かつ世間一般で有用と認知されたもの
- イ 県内地域密着型プロスポーツチームを支援するため特に必要と認められるもの
- ウ その他知事が特に必要があると求めた場合

(2)実施主体及びその内容が次の各号のいずれかである場合

- ア (1)アを目的とする募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会が実施主体である場合
- イ 当該公園の指定管理者が公園管理範囲内において(1)アを目的として行う募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会その他知事が認める団体に送金するもの
- ウ (1)イを目的とする募金等で、県内地域密着型プロスポーツチームが当該チームの支援のために行うもの
- エ その他知事が認める団体

(3)公園管理者が指定した場所において行うもの

(4)実施方法が公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

3 その他

なお、当該行為許可については、減免基準により、使用料を減免することができる。

◎第3号 業としての写真、映画撮影等

1 定義

「業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行うこと」(以下、「撮影等」)とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 撮影等を職業として行う場合
- (2) 撮影等を行うことにより、結果として収入、報酬を得る場合
- (3) その他撮影等が営利目的で行われている場合

2 具体的な取扱区分

内容	自由使用 (申請を要しない)	第三号の業としての写真又は映画の撮影等
(1) 写真撮影		
ア 記念撮影等		
(ア) 一般的な記念撮影等	○	
(イ) 社内報や会報のために使用	○	
(ウ) 業とする者が撮影し、写真等が個人のために使用されるもの		○
イ 雑誌、カタログ、パンフレット等		○
ウ 広告等の写真撮影		○
エ 新聞等、報道機関による写真撮影	○	
(2) 動画撮影		
ア 記念撮影等		
(ア) 個人の一般的な撮影等	○	
(イ) 業とする者が撮影し、動画等が個人のために使用されるもの		○
イ 業務のための撮影		○
ウ 映画のための撮影		○
エ テレビ番組のための撮影(報道除く)		○
オ テレビ番組のための撮影(報道)	○	
カ CM撮影		○
(3) 写真撮影会		
ア 業とする者が参加費を取って行う写真撮影会		○
イ 業とする者が参加費を取って行う動画撮影会		○
(4) 映画会		
		○

(事例) (1)ア(ア) 個人のスナップ写真など

(1)ア(イ) 企業内部でのみ使用される社内報や会報等のための写真撮影

(1)ア(ウ) 写真店、結婚式場等によるウェディング撮影、記念撮影等

(1)イ 雑誌等のモデル撮影、各種カタログやパンフレット用の写真撮影

(1)ウ 新聞、雑誌、テレビ等で使用する広告のための写真撮影

(2)ア(ア) 個人の動画撮影など

(2)ア(イ) 結婚記念日などで業者にビデオ撮影を依頼した場合

(2)イ 施行業者等が自社の紹介ビデオとして公園施設や製品を撮影する場合(パンフレットやカタログの代わりとしてビデオを使用するような場合)

(2)エ ドラマ撮影、バラエティー番組撮影等

3 審査基準

- (1) 公序良俗に反し、又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。
- (2) 他の公園利用者に対し、不便を与えるものでないこと。
- (3) 他の公園利用者を排除して行う撮影等とならないこと。

(参考)

◇申請を要しないもの（適用除外）

※申請を要しない場合は、別記様式1（31ページ）により申込みを行う。

ただし、次の1及び2の場合は不要とする。

- 1 県及び指定管理者が本来業務として撮影する場合（業者に委託した場合を含む。）
- 2 工事請負業者が報告書の添付資料等として撮影する場合
- 3 公園施設の設置許可又は占用許可を受けた者が、当該許可物件を撮影する場合
- 4 イベント等（行為許可及び有料公園施設）により既に許可を受けた者が、当該イベントや使用施設等を記録等のために撮影する場合
- 5 公園の情報発信やPRを目的とする場合（マスコミの取材又は公園の情報発信として有効と考えられるもの）
(例) (1)新聞、テレビ、雑誌、タウン情報誌、観光ガイド等において、公園を紹介するための取材時に写真等を撮影する場合
(2)観光協会等の公共的・公益的団体が発行する観光パンフレット等に公園を紹介する場合
- 6 同好会主催で講師を呼んで撮影会を行うもの（講師に謝礼を支払う場合も含む。）

◎第4号 興行その他これに類する行為

1 定義

「興行その他これに類する行為」（以下、「興行等」という。）とは、興行のうち、公園の敷地を独占して使用せずに行うものとする。

なお、公園の敷地を独占して使用する場合には、法第6条の占用又は条例第4条第5号の行為として許可を得ることとする。

また、有料公園施設を使用して興行を行う場合は当該許可からは除外する。

2 具体的な行為

(1) ウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為で、参加者から営利を目的として料金を徴収し、又は宣伝目的のための体験教室、大会等として行う場合。

(2) 観音山ファミリーパークのバーベキュー炉を使用して行う催し

バーベキュー広場における業としての利用は次のア、イいずれかに該当する場合とする。

ア 会社の宣伝目的又は顧客サービスのために開催される催しのための利用

イ 参加者から会費を徴し、業として行う婚活パーティー等

(3) (1) (2)以外の行為のうち、第5号に掲げる催しを除くもの

※競技会、展覧会、博覧会、音楽会、集会その他これらに類する催しで、当該公園の全部又は一部を独占して利用する場合は、第5号に該当する行為とし、興行等については、公園の全部又は一部を独占せずに行う催しが該当する。

(例：講師主催で行う自然観察会など)

3 審査基準

(1) 公園付近の住民の生活を脅かすおそれのあるものでないこと。

(2) 公園内で行われる興行として適切な内容であること。

(参考)

◇申請を要しないもの（適用除外）

同好会等の集まりの中で、講師を呼んで、ウォーキングを行う場合（講師に謝礼を支払う場合を含む。）

◎第5号 催しのための公園の全部又は一部の独占利用

1 定義

「競技会、展覧会、音楽会、集会その他これらに類する行為」とは次の(1)及び(2)の両方に該当する場合をいう。なお、有料公園施設で行う場合は当該許可からは除外する。

(1)公園内をバリケード等で区分し、他の公園利用者が立ち入ることができないような状態であること。

(2)その場所が専ら特定の行為（競技会、集会及び展示会等の催し）の用に供せられていること。

※展示物が設置される場合や演奏会が催される場合は、展示物が設置されている場所や演奏を行う場所だけではなく、当該展示物や演奏会を視聴するための、その周囲の相当部分も独占して利用する面積に含まれるものである。

※(1)(2)に該当しない場合であっても、団体で集まり、周囲の迷惑になる場合については、行為の中止を求める。

2 審査基準

(1)公園全体の独占利用は原則として許可しない。

ただし、公益上必要なもの等、特段の理由があるものについてはこの限りでない。

(2)公園で行われる催しとして適切な内容であること。

(3)催し等を行うことが可能な場所があること。

(4)内容が県民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

＜仮設工作物を用いて占有する場合＞

仮設工作物(*)を用いて占有する場合、法第6条第1項に基づき許可を行う。この場合、仮設工作物の設けられる場所以外の場所をも使用するときであっても、本号の許可は要しない。(条例第5条)

(*)仮設工作物：容易に人力で動かすことができない仮設工作物をいう。容易に動かすことができる工作物(簡易なテント等)を用いた占有については、本号の許可を要する。

(参考)

◇申請を要しないもの(適用除外)

＜自由使用＞

- 1 個人がシートを敷いてお弁当を食べるなどの場合(団体(幼稚園等)で来園し、各々シートを敷いて利用する場合も含む。)

※団体等で他の公園利用者を排除し、利用する場合については、利用の実態により当該行為とみなし、許可を求めることとする。

- 2 個人等が公園内で簡易なテントを張って利用する場合。ただし、明らかに他の公園利用者の妨げになる場合は、移動を求める等の対応をとること。

◎第6号 有料公園施設内の広告掲示

1 定義

(1)「広告」とは、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 敷島公園の有料公園施設を利用して開催される競技会などの行事の際に、当該施設内において、掲示されるもの（大型映像装置に映し出すものを除く。）

イ 不特定の入場者に対して、掲示されるもの（*）

ウ 専ら企業の名称、商品その他これらに類するものを広告宣伝する目的で、掲示されるもの

エ 看板、横断幕、広告等その他これらに類するものに掲示されるもの

（*）イの場合

（事例1）【社員を集めて、社員の属する会社の運動会を有料公園施設で行う場合】
運動会における企業名の表示は、特定の入場者（社員）に対して掲出又は表示されるものであるため、許可を要しない。（申請不要）

（事例2）【大会前日に、準備のために広告を掲示する場合】
入場者がいない状態であるため、許可を要しない。（申請不要）

(2) 1 (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものは本基準では広告ではないものとする。
なお、次に掲げるものであっても公園の設置目的に反し、施設管理の妨げになるものについては、撤去を求めることができる。

また、次の「キ」、「シ」又は「ス」に該当する場合は、別記様式2（32ページ）により添付資料を添えて届出るものとする。

ア 法第5条の許可を受けた公園施設の設置者若しくは管理者の名称、商標又は当該施設における自己の営業の内容を表示したもの

イ 法第6条の許可を受けた者が管理上の必要に基づき自己の名称等を表示したもの

ウ 寄贈された公園施設等に、社会通念上認められる程度に寄贈者名等を表示し、又は設置したもの

エ 行事用の備品・器具等に表示される企業名等

オ 報道のために表示する報道機関名等

カ 自社・自校選手の応援目的のスローガン等が表示された横断幕等（社名、校名表示のものを含む。）

キ 大会に参加している企業又は学校の社旗等（社旗、団体旗、大会旗、校旗等）

ク 身体又は衣服に付着したゼッケン、ワッペン等（ユニフォームを含む。）

ケ 陳列された商品等

コ 催し等において開催する大会名等を表示したもの

サ 施設名、方向等を表示した案内図板及び入口標識等

シ アマチュアスポーツにおいて、のぼり旗（70 cm×180 cm以下のものに限る。）
にチーム名・大会名等を記入した広告で、主催者名、共催者名、後援者名、協賛
者名等の表示部分が全体面積の4分の1を超えないもの

ス アマチュアスポーツにおいて、冠スポンサー（スポンサーは除く。）の表示が義
務づけられている場合等大会運営上必要と認められる広告(*)又は開催行事の普及
宣伝等の範囲内で広告を掲示する場合

ただし、横断幕については、合計25㎡以内とする。

セ 第1号の物品販売及び物品頒布又は第2号の募金等を行う際、行為を行う場所
において、行為の目的（販売商品、募金対象など）を表示したもの

(*)大会の運営要綱等の中で会場内に協賛企業名の表示が義務づけられている場合等

(事例) 冠スポンサー（スポンサーは除く）の表示が義務づけられている場合など、
大会運営上必要と認められる広告物又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広
告物を掲示する場合は、使用料を徴収しない。
ただし、横断幕は合計25㎡以内とする。

2 掲示の主体

広告を掲出できる者は、敷島公園内の有料公園施設の使用許可を受けた者で、当該施設内への広告掲示に係る許可を受けた者とする。

3 許可基準

(1) 公園への広告表示に対する県民の理解を得られるよう、広告等は、公園の公共性と信頼性を損なわないものであること

(2) 広告等についての一切の責任は、申請者が負うものとする

(3) 広告表示に係る広告物制作費、設置費、維持管理費及び広告表示終了後の原状回復に係る費用は申請者の負担とするものとする。

(4) 広告の表示期間は1年を超えることができない。これを更新するときの期間も同様とする。

(5) 広告物の内容及びデザインについては、公園周辺地域の特性に配慮するとともに、周辺地域の美観風致を著しく阻害するものであってはならないこと。

(6) 次に定める業種又は事業を営む者の広告の表示は行わないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの及び風俗営業類似のもの

- イ 消費者金融や高利貸しに係るもの
- ウ ギャンブルに係るもの（公営競技を除く。）
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更正法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- オ 県の指名停止措置を受けている事業者
- カ 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- キ 各種法令に違反しているもの
- ク 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- ケ その他県立都市公園への広告表示について不適切と認められる者

(7)次に定めるものの広告の表示は行わないこと。

- ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの
- エ 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
- オ 不当な比較広告又はひぼう中傷等
- カ 消費者トラブル未然防止の観点から掲載が不相当と思われるもの
- キ 著しく射幸心*をあおるもの *射幸心：まぐれあたりによる利益を願う気持ち
- ク 意見広告
- ケ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- コ その他県の広告事業として不適切と認められるもの

(8) 広告等に関する法令（屋外広告物条例等）の規定に違反していないこと。

(9) 広告の構造により、施設本来の機能を損なわないこと。

(10) 大会、催し等の運営に支障がないこと